

「放課後等の体験・遊び・居場所づくりモデル事業運営業務委託」質問と回答

	項目	質問	回答
1	提出方法・提出先	(1)で提出方法は「電子メール」、(2)で②③④は、「原本の提出」とされている。①⑤⑥⑦はメールで提出し、②③④は窓口に提出でよいのか。	提出書類の②③④は原本を窓口に、①⑤⑥⑦はメールにてご提出ください。
2	提出方法・提出先	メールで提出し、かつ持参が必要か。	
3	提出書類	他事業公募時に提出書類の②、③を提出しているが、再度提出は必要か。	他事業での提出に関わらず、ご提出ください。
4	事業計画書	事業計画書のページ数の指定はあるか。	ページ数の指定はありません。 提案内容が十分に理解できるよう、必要な内容を過不足なく記載してください。
5	複数校応募時の提出方法	A校・B校に応募する場合、1冊の提案書の中に、A校とB校の校区ごとの提案ページを設けるのではなく、A校1冊B校1冊とするのか。	複数校に応募する場合、提案書は1つとし、その中に校区ごとの提案頁を設けてください。 ※要項を修正いたします。修正後の要項を合わせて公表しておりますので、ご確認ください。
6	同種又は類似業務の実績	5年以上前から継続して受託している事業がある場合、受注年月欄は「令和3年1月～現在」と5年分のみを記載するのか。	ご質問の場合、受託開始年月をご記載いただいて構いません。
7	同種又は類似業務の実績	自治体等からの受託事業ではなく、自社で運営している事業の場合も、受注年月日欄に最大5年間の範囲で記載してよいのか。	同種・類似性が認められる自社運営事業について、最大5年間の範囲内で記載いただいて構いません。
8	プレゼンテーションの参加人数	提案事業者によるプレゼンテーション、質疑応答への参加人数の制限はあるか。	参加人数は、3名までとする予定です。
9	プレゼンテーションの参加構成	共同提案の場合、プレゼンテーションへの参加は代表事業者のみか。構成事業者も参加するのか。	参加者の構成について、指定は設けておりません。
10	事業概要・新規要素	「わいわい広場」は既存事業であり、「放課後ベース」「体験プログラム」がモデル事業という認識でよいのか。また、「わいわい広場」の実施内容については、基本的には、従来通りになるか。	本事業は、新たに「放課後ベース」「体験プログラム」を、既存の「わいわい広場」と一体的に運営するものです。 「放課後等の遊び場づくり事業」に含まれる「わいわい広場」と「昼間校庭開放」の実施内容については、これまでの事業と大きな変更はありません。
11	事業スキーム・位置づけ	本事業と既存の「放課後等の遊び場づくり事業運営業務委託」との関係性について、新たに求められる業務範囲と、既存事業と重複・連動する部分を示してほしい。	本事業の業務範囲は仕様書に記載の通りです。 本事業のうち、「わいわい広場」と「昼間校庭開放」については、既存の「放課後等の遊び場づくり事業」の提供内容から大きな変更はありません。

「放課後等の体験・遊び・居場所づくりモデル事業運営業務委託」質問と回答

	項目	質問	回答
12	「放課後ベース」と「体験プログラム」の同時開催	放課後ベースと体験プログラムは、別日の開催を原則としているのか。同日に開催する場合もあるのか。 同日開催の場合の最大の何日の開催を見込めば良いか。	放課後ベースと体験プログラムは同日開催を想定しており、最大115日程度と見込んでいます。
13	「わいわい広場」と「体験プログラム」の同時開催	同日に「わいわい広場（外遊び）」と屋内「体験プログラム」を並行して実施することは可能か。	「わいわい広場」と「体験プログラム」の同日開催は可能です。
14	体験プログラムの開催コマ数	平日の放課後45分程度の2コマは学年別の下校時間の兼ね合いで難しいのではないか。2コマ実施は主に長期休業中となるのか。	長期休業時間に限らず、通常期間の実施も想定しています。 なお、令和7年度モデル校では、学齢別に45分×2コマ（6時間目の時間に低学年向け、放課後に高学年向け）の実施や、一斉下校時の90分実施などを行っております。
15	放課後等の居場所の開催時間	開催時間の短縮が可能とあるが、「少なくとも2時間以上は開催すること」などの設定はあるか。	子どもの安全確保等に必要の場合は短縮可能とし、開催時間の最低基準は定めておりません。
16	体験プログラムの終了時間	体験プログラムの終了時間は、16:30より前でも問題ないか。 具体的には帰りの会が15:00の日の場合は、15:15～16:00で体験プログラムを実施したのち、わいわい広場または放課後ベースで過ごし、16:30に下校させる（もしくは16:00に下校）という認識で良いか。	学校の時刻に合わせ、放課後～16:30（目安）の間で調整可能であり、早く終了しても構いません。 終了後は、保護者の申し出により下校する子を除き、「わいわい広場」「放課後ベース」を16:30まで利用できるようご対応ください。
17	長期休業中の開催時間	長期休業中の開催時間（13:00～16:30）を、学校と調整の上、午前中への変更することは可能か。また、その場合、3.5時間の開催時間の確保は必要か。	学校と協議の上、児童の安全確保に必要な場合やより効果的な場合等においては、時間の変更等可能です。 なお、開催時間の変更を希望する場合、変動委託料にかかる協議や契約変更が必要な場合があるため、市と事前の協議が必要です。
18	秋休みの取扱い	長期休業中等とは秋休みも含むのか。また、2学期制の学校についても秋休みも開催日に含むという認識で良いか。	開催日数見込みは、2学期制を採用している学校を含め、長期休業の考え方に秋休みも含むものとして算出しています。
19	昼間校庭開放を実施しない日	昼間校庭開放は、福岡市教育委員会「放課後等の遊び場づくり事業」の「令和8年度 昼間校庭開放の手引き」に準じ、以下の日は開放しないという認識で良いか。 ・終業式と始業式の当日　・土曜日に授業がある日	終業式・始業式当日や、土曜日に授業がある日など、福岡市教育委員会の「昼間校庭開放の手引き」において、開放しない日とされている日は、本事業においても開放日には含めません。
20	昼間校庭開放の開放時間	校区の状況や運営協議会の意見に基づき、4時間の開放時間を変更することは可能か。	校区の実情や運営協議会の意見に基づき、児童の安全確保に必要な場合やより効果的な場合等においては、開放時間の変更等可能です。 なお、開放時間の変更を希望する場合、変動委託料にかかる協議や契約変更が必要な場合があるため、市と事前の協議が必要です。
21	体験プログラムのテーマ	市が特に体験プログラムに求めるテーマやカテゴリはあるか。	市として特定の分野・テーマ・カテゴリなどの設定はしておりません。子どもたちの主体性や創造性、社会性を育み、将来の夢や目標につながるようなプログラムをご提案ください。

「放課後等の体験・遊び・居場所づくりモデル事業運営業務委託」質問と回答

	項目	質問	回答
22	体験プログラムにかかる市との協議	体験プログラムの決定に係る市との協議は、都度実施するのか。もしくは定期的な協議の場があるのか。	定期的な協議の場を設ける予定です。
23	事前登録	子どもの事前登録にあたり、登録内容の必須項目はあるか。	必須事項として仕様書で事前に指定しているものではありません。事業の実施に必要な範囲で、登録に必要な情報を収集していただくこととしておりますが、具体的な項目については、事業者決定後に市と協議のうえ決定します。
24	体験会	体験会とは「おためしわいわい」のことか。開催の時期の指定はあるか。	わいわい広場に加え、体験プログラムも体験できるものを開催してください。同日開催/別日開催の指定や、時期の指定はありません。登録者増に適切と考えられる時期を提案してください。
25	講師によるチラシ等の配布	体験プログラム講師が自身で運営している教室のチラシを配布することは可能か。 不可の場合、プログラム広報時に講師名や教室名の掲載は可能か。	習い事教室等の生徒募集など、勧誘を目的としたプログラムの提供等、営利・販促行為は不可としております。 上記に該当するチラシ等の配布は原則認められませんが、プログラムの周知・実施にあたり、講師名や教室名の掲載や紹介は可能と考えています。
26	開催中止・短縮の基準	ア・イ・ウは、今回の事業と昼間校庭開放との共通の基準との認識でよいか。	ア・イ・ウは昼間校庭開放を含む本事業全体に共通する開催中止等の基準です。
27	屋外活動の中止	屋外活動の中止の判断において、指数計を用いた計測（実測）は不要か。計測をしない場合、いつの時点（開催何時間前など）で何の数値を参考に中止判断をするのか。	開催時間前及び時間中は熱中症指数計を用いた計測をするともに、福岡市熱中症情報の指数予測情報等の確認を行ってください。なお、具体的な基準や運用の詳細については、事業者決定後に、市から提示します。
28	屋内活動の中止	屋内でも熱中症指数の数値が高い時があると思うが、屋内での計測は不要か。	空調設備のない屋内施設をわいわい広場等で利用する場合、屋外と同様に熱中症指数計を用いた計測を行ってください。なお、具体的な基準や運用の詳細については、事業者決定後に、市から提示します。
29	雨天・猛暑時の代替場所	雨天等により屋外活動を中止した日において、放課後ベース（特別教室）に子どもが集中した場合、体育館や他の特別教室などを緊急避難的に利用することは可能か。	雨天等により、一時的に屋内に多くの子どもが集中し、安全かつ居心地よく過ごすことが難しい場合、他の特別教室等の利用について、学校に相談・調整を行ってください。 屋内の子どもの人数が多い日が続き、常態としてスペースが不足する場合、速やかに市に報告してください。
30	保管場所（倉庫等）	外遊び用の倉庫や保管庫以外に、屋内の遊具やプログラム資材（ボール、ボードゲーム、工作材料等）を保管するためのスペースはあるか。また、広さの目安は。	屋内の遊具やプログラム資材の保管について、市から各校に相談し、保管場所確保の協力をお願いしておりますが、その広さについては、学校により異なります。
31	インターネット環境	市が整備するインターネット環境は、事務用だけでなく子ども用としても利用してよいか。	本事業では、モバイルWifiルーターを貸出予定であり、屋内外を問わず、事務用・子ども用として利用可能です（R7実績：4台/1校）。
32	インターネット環境	市が整備するインターネット環境は、体験プログラムを校庭で行う場合等、屋外でも利用可能か。	

「放課後等の体験・遊び・居場所づくりモデル事業運営業務委託」質問と回答

	項目	質問	回答
33	インターネット環境・タブレット端末	モバイルWifiルーター等の持ち込みや通信費は委託料（事務諸経費）に含まれるのか。	本事業では、モバイルWifiルーターを貸出予定です（R7実績：4台/1校）。上記以外に必要な場合は、委託料の範囲でご対応ください。
34	タブレット端末	1人1台端末を活用する場合、学校のインターネット環境を利用できるのか。	1人1台端末については、市が貸し出すモバイルWifiのほか、学校の既設Wifiに接続し、インターネットの閲覧等を行うことが可能です。 ※学校の既設Wifi等インターネット環境について、1人1台端末以外の外部接続機器を接続することはできません。
35	各種帳票	各種帳票について、市の指定の様式があるのか。	市の様式の帳票、事業者任意様式の帳票があります。提出要否等も帳票により異なるため、決定後ご案内いたします。
36	チャットツール	市の指定するチャットツールとは何か。	Microsoft Teamsを予定しています。 ※有料のMicrosoftアカウント取得は不要です。
37	体験プログラムの参加料徴収	受講料・材料費を、自社指定の決済システム（キャッシュレス等）で徴収することは認められるか。	受講料徴収・管理は受託事業者にて行っていただくものであり、キャッシュレスシステム等の導入を推奨します。
38	保護者アプリ	市として推奨するシステムや、学校・放課後児童クラブとデータ連携が必要な共通プラットフォームはあるか。弊社独自のシステムを導入してよいのか。	本事業において、個別システムの利用推奨や、学校・放課後児童クラブとのデータ連携等の予定はありません。 本事業をより円滑に運用できるシステムをご提案ください。なお、他社サービス利用/独自開発システム等は問いません。
39	放課後デザイナー	放課後デザイナーの具体的支援内容は。	放課後の居場所・体験活動の提供に十分な実績と知見のある放課後デザイナーによる運営支援を予定しています。 令和7年度は、プログラム設計レクチャー、運営現場のモニタリング支援、関係者調整等に係るツール提供等を行っています。
40	定例報告会・フィードバック会	定例報告会・フィードバック会の回数や頻度の想定は。日程は市や放課後デザイナーが調整するのか。	事例の共有・事業の検証のため、2カ月に1回程度を目安に開催を予定しています。開催に係る調整は市または放課後デザイナーにて行います。
41	スタッフの研修	研修の頻度や年間回数の最低基準はあるか。	頻度及び年間回数の最低基準は設けておりません。
42	共同提案時の研修参加	市等の開催する研修に共同提案の構成事業者の参加も必要か。	役割分担に応じて必要な場合は、構成事業者のスタッフもご参加ください。
43	1人1台端末の活用	1人1台端末の活用にかかる学校承諾とは、学校のインターネット環境を使用することへの承諾か。それにより学校から支給されているタブレット端末が活用できるということか。	学校の承諾とは、1人1台端末の利用の承諾です。 なお、1人1台端末を、市が貸与するモバイルWifiルーターではなく、学校の既設Wifiを利用してインターネットに接続する場合は、学校既設のインターネット環境の利用も含みます。

「放課後等の体験・遊び・居場所づくりモデル事業運営業務委託」質問と回答

	項目	質問	回答
44	現場運営責任者の兼務	複数校を受託した場合に、業務遂行に支障がない範囲で、同一人物が複数校の運営責任者を兼務することや、巡回管理することは可能か。	学校ごとに専任配置を想定しておりますが、複数校を受託した場合を見据え、兼任や巡回管理などの運営方法についても、提案いただくことは可能です。事業実施に効果的であると認められる場合は、市と協議の上、提案内容を採用する場合があります。
45	プレイワーカーの選定	独自に提携しているプレイワーカーを提案し、本事業のために市の名簿に登録手続きを行った上で起用することは可能か。	提携されているプレイワーカーが、福岡市のプレイワーカーとして登録済みの場合や、別途必要な研修を受講の上、登録完了された場合は、起用することが可能です。なお、プレイワーカー登録受付・研修は定期的に行っておりますが、登録が未了の方を起用することはできません。
46	講師の選定	独自に提携している専門講師を提案し、本事業のために市の名簿に登録手続きを行った上で起用することは可能か。	提携されている講師の方を提案し、起用いただくことが可能です。なお、登録受付は随時行っております。また、登録未了の場合でも、市との協議の上、起用することが可能です。
47	見守りサポーターの募集支援	地域人材（見守りサポーター）の確保について、学校やPTA、地域コミュニティ協議会等からの紹介や募集協力は、市または学校側からどの程度支援いただけるか。	市や学校の協力を得た上での募集案内の配布や、運営協議会を通じた呼びかけ等を想定しています。
48	人員配置要件の「必須／推奨」の線引き	事業責任者、実務コーディネーター、専門家（心理・教育等）の配置について、必須要件・評価上の加点要素・推奨要件の区分をご教示ください。	人員配置に求めるもの及び評価については、仕様書及び配置基準（資料2）の通りです。
49	支援員加配	「特別な支援を要する子どもの受け入れに当たって、必要な場合は支援員を配置すること」とは、当該子どもの登録をもって加配することができるということか。	登録のみをもって加配するのではなく、その子どもの特性や利用状況を総合的に鑑みて、追加配置を検討するものと考えております。
50	実施報告書	「8.実施報告」の実施報告書は「6(8)①帳票作成」の「月次報告書」「年次報告書」のことか。	月次報告書、年次報告書は主に参加者の数を、実施報告書は実施内容や課題等をご報告いただくものを想定しております。 ※実施報告書は任意様式ですが、項目等は市から提示いたします。
51	実施報告書	「9.完了検査及び支払」の(1)実施報告書は、どの書類を指すのか。	「9.(1)」の実施報告書は「8.実施報告」の実施報告書を指しております。
52	変動委託料	「7.(1)実施体制②のイ、ウ、オ、カ」の配置・加算に係る運営管理費・謝礼の力とは何か。	正しくは、「7.(1)実施体制②のイ、エ、オ」です。 ※仕様書を修正いたします。修正後の仕様書を合わせて公表しておりますので、ご確認ください。
53	変動委託料	学校行事や感染症、荒天等により、事業が中止となり、開催日数が想定を下回った場合、準備に要した固定的な人件費や経費等は補償されるのか。	変動委託料は、開催日数実績に応じてお支払いするものであり、開催しなかった場合の補償はありません。 学校行事や猛暑等はあらかじめ見込むとともに、感染症や悪天候（警報発令時等）など、安全確保のために必要/不可抗力によるものに限り、中止としてください。

「放課後等の体験・遊び・居場所づくりモデル事業運営業務委託」質問と回答

	項目	質問	回答
54	子ども性暴力防止法	子ども性暴力防止法に基づき受託事業者として講ずべき措置とは何か。	本事業は、同法の認定対象事業です。国に認定申請を行うとともに、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、子どもへの性暴力を防ぐための取組みを行っていただくこととなります。
55	参加者数の想定	「放課後ベース」「わいわい広場」「体験プログラム」について、参加者数をどのように想定しているのか。	学校の児童数、R7年度の「わいわい広場」の参加状況及び「学校施設活用型体験プログラムモデル事業」の参加状況から見込んでいます。
56	再委託・外部専門家の活用	本事業において、一部業務の再委託や外部専門家（業務委託・謝金対応等）の活用は可能でしょうか。その場合の留意点があればご教示ください。	本事業の全部または主たる部分を第三者に再委託等を行うことはできません。業務の一部を再委託等により実施する場合、あらかじめ市の承諾を得ることが必要です。